

規 則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十六号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十号を次のように改める。

十 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百五十一条の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること及び埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十三条の規定により県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

第十五条中第十四号の二を第十四号の三とし、同号の次に次の七号を加える。

十四の四 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること（増築する場合にあつては、当該増築に係る無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）。

十四の五 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを、径の変更にあつては変更後の径の長さにかかわらず、径以外の変更にあつては既存の規模を超えない範囲で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

十四の六 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十四の七 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十四の八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

十四の九 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆が通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十四の十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十

六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的でカメラを設置すること。

第十五条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第十五条中第二十号の十九を第二十号の二十とし、第二十号の十四から第二十号の十八までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十号の十三中「(平成四年法律第七十五号)」を削り、「もの」の下に「(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)」を加え、同号を同条第二十号の十四とし、同条中第二十号の十二を第二十号の十三とし、第二十号の三から第二十号の十一までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十号の二中「(平成十六年法律第七十八号)」を削り、同号を同条第二十号の三とし、同条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第十五条中第三十七号の九を第三十七号の十一とし、第三十七号の四から第三十七号の八までを二号ずつ繰り下げ、第三十七号の三中「、又は」を「又は」に改め、「特に」を削り、「もの。」を「もの」に改め、同号を同条第三十七号の五とし、同条中第三十七号の二を第三十七号の四とし、第三十七号の次に次の二号を加える。

三十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

三十七の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第十五条中第三十八号の二の九を第三十八号の二の十一とし、第三十八号の二の八を第三十八号の二の十とし、第三十八号の二の七を第三十八号の二の八とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八の二の九 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条中第三十八号の二の六を第三十八号の二の七とし、第三十八号の二の五を第三十八号の二の六とし、同条第三十八号の二の四中「第三十八号の二の六」を「第三十八号の二の七」に改め、同号を同条第三十八号の二の五とし、同条中第三十八号の二の三を第三十八号の二の四とし、第三十八号の二の二を第三十八号の二の三とし、第三十八号の二の次に次の一号を加える。

三十八の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十二条第三項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第十五条第三十八号の三の次に次の二号を加える。

三十八の三の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

三十八の三の三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条中第三十八号の五の五を第三十八号の五の六とし、第三十八号の五の四を第三十八号の五の五とし、第三十八号の五の三を第三十八号の五の四とし、第三十八号の五の二の次に次の一号を加える。

三十八の五の三 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

第十五条第三十八号の十四中「史跡名勝天然記念物」の下に「又は埼玉県文化財保護条例第三十一条第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物」を加える。

第十九条第一号中「第十四号」を「第十四号の十」に、「第三十七号」を「第三十七号の三」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。